

日本学術会議情報公開規程

令和8年10月1日規程第9号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 体制（第3条・第4条）
- 第3章 開示決定等手続（第5条～第9条）
- 第4章 開示の実施方法及び手数料（第10条～第12条）
- 第5章 審査請求（第13条～第15条）
- 第6章 その他（第16条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、日本学術会議（以下「学術会議」という。）における独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）に定める法人文書の開示等についての事務（以下「情報公開事務」という。）の処理に係る必要な事項を定め、学術会議の情報公開の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において使用する用語であつて、法又は独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成14年政令第199号）において使用する用語と同一のものは、これと同一の意義において使用するものとする。

第2章 体制

（情報公開等担当窓口）

第3条 学術会議の情報公開及び個人情報保護に係る開示請求に係る事務を担当する窓口（以下「情報公開等担当窓口」という。）は、運営企画部運営企画課とする。

（情報公開等担当窓口の事務）

第4条 情報公開等担当窓口における事務は次のとおりとする。

- （1）開示請求の相談、案内、受付等に関すること。
- （2）開示請求に係る法人文書又は保有個人情報等を所掌する部署（以下「所管部署」という。）との情報公開等事務に係る調整に関すること。
- （3）開示請求に係る事案の処理の進行管理に関すること。
- （4）事案の移送に係る手続に関すること。
- （5）第三者に対する意見照会に係る手続に関すること。
- （6）開示決定等に係る手続に関すること。

- (7) 開示の実施に係る手続に関すること。
- (8) 異議申立てに係る手続に関すること。
- (9) その他学術会議の情報公開に必要なこと。

第3章 開示決定等手続

(開示請求の受付)

第5条 学術会議が保有する法人文書について開示請求があった場合は、情報公開等担当窓口において受け付けるものとする。

- 2 法第4条第1項に定める開示請求をしようとする者（以下「開示請求者」という。）から書面（以下「開示請求書」という。）の提出があった場合は、情報公開等担当窓口は、記載事項の確認を行い形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めるものとする。

(関係部署への通知)

第6条 前条の規定により開示請求を受け付けたときは、情報公開等担当窓口は、所管部署に対して、開示請求を受けた旨通知しなければならない。

(事案の移送)

第7条 情報公開等担当窓口は、前条の規定により受け付けた開示請求が法第12条第1項又は法第13条第1項の規定に該当する場合は、当該独立行政法人等又は行政機関と事案の移送について協議するものとする。

- 2 情報公開等担当窓口は、前項の規定により当該独立行政法人等又は行政機関へ事案を移送した場合は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知するものとする。

(開示情報の案の作成)

第8条 所管部署は、第6条の通知を受けた場合は、開示請求に係る法人文書を特定するとともに、不開示情報を除いた開示すべき情報の案を作成し、情報公開等担当窓口へ通知するものとする。

(開示決定等)

第9条 情報公開等担当窓口は、前条の通知を受けた場合は、当該内容を審査の上、開示決定等に係る手続を行うものとする。

- 2 情報公開等担当窓口は、前項の規定により開示等を決定した場合は、開示請求者等に対し、その結果を速やかに通知するものとする。
- 3 開示・不開示を決定するに当たっては、開示請求に係る法人文書に法第5条に掲げる情報のいずれかが記録されている場合及び法第8条を適用する場合を除き、当該法人文書を開示することとする。ただし、法第7条の規定の適用がある場合は、この限りではない。

第4章 開示の実施方法及び手数料

(法人文書の開示の実施の方法)

第10条 法人文書の開示の実施の方法は、別表の左欄に掲げる文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる方法とする。

(手数料の額等)

第11条 法第17条第1項の手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 開示請求手数料 開示請求に係る法人文書1件につき300円

二 開示実施手数料 開示を受ける法人文書1件につき、別表の左欄に掲げる文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。）。ただし、基本額（法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。）は当該基本額から300円を減じた額とする。

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

一 一の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書

二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 開示請求手数料又は開示実施手数料は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより納付しなければならない。

一 学術会議の情報公開等担当窓口において直接納付する場合 現金

二 郵送により納付する場合 現金書留又は郵便為替

4 前項の振込みに当たって費用が生じる場合があっても、学術会議では負担しないものとし、手数料の納入者には、努めて、あらかじめ説明するものとする。

(手数料の減免)

第12条 法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認められるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除を決定することができる。

2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第15条第3項又は第5項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を提出しなければならない。

3 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合に

あつては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

- 4 第1項の規定によるもののほか、開示決定に係る行政文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

第5章 審査請求

(審査請求)

- 第13条 情報公開等担当窓口及び所管部署は、法第18条第1項に基づく審査請求があつた場合、その内容を審査の上、会長に審査結果を報告するものとする。
- 2 会長は、前項の審査結果に基づき、速やかに審査請求に対する対応について決定を行わなければならない。

(情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

- 第14条 学術会議は、前条の規定による決定が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。
- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を取り消し又は変更し、当該審査請求に係る文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- 2 前項の規定により諮問を行った場合は、審査請求人等（法第19条第2項に規定する者をいう。）に対し、諮問をした旨を速やかに通知しなければならない。
- 3 第1項の規定による諮問は、特段の事情がない限り、審査請求到達から90日以内に行うものとする。

(情報公開・個人情報保護審査会の決定)

- 第15条 学術会議は、前条の規定により諮問をした事案につき、情報公開・個人情報保護審査会から答申を受けた場合は、答申の内容を十分考慮の上、速やかに審査請求に対する裁決を行わなければならない。

第6章 その他

(細則等の制定)

- 第16条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するに当たって必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和8年10月1日から施行する。

別表（第10条及び第11条関係）

文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 複写機により用紙に複写したものの交付（ニに掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円（A2判については40円、A1判については80円）
	ハ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円（A2判については140円、A1判については180円）
	ニ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120mmの光ディスク（以下「CD-R」という。）の再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	ホ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120mmの光ディスク（以下「DVD-R」という。）の再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
2 写真フィルム	イ 印画紙に印刷したものの閲覧	1枚につき10円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円（縦203mm、横254mmのものについては、430円）
3 録音テープ	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき430円
4 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき580円
5 電磁的記録	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルにつき410円

	ハ 用紙に出力したものの交付 (ニに掲げる方法に該当するものを除く。	用紙1枚につき10円
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	ホ CD-Rに複写したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヘ DVD-Rに複写したものの交付	1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額
備考1 1の項口若しくはハの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。		
備考2 この別表に掲げる法人文書の種別及び開示の実施の方法により難い場合の開示の実施方法及び開示実施手数料の額は、行政機関情報公開法施行令に定める開示の実施方法及び開示実施手数料の額を参酌し、開示を受ける者と協議の上、その都度定める。		